

令和6年度 物品供給等（物品・修繕）及び委託業務 入札参加申請要領

大津市が発注する物品・修繕又は委託業務（建設工事に係るものを除く）の契約行為に参加を希望する方は、下記の要領により申請書を提出してください。

なお、「物品・修繕」と「委託業務」はそれぞれ別の申請が必要ですのでご注意ください。

記

1. 提出書類 必ず本市指定書式で提出してください。

- 物品・修繕の場合 物品供給等入札参加申請書（物品・修繕） 及び 添付書類
 - 委託業務の場合 委託業務入札参加申請書 及び 添付書類
- ※ 誓約書、委任状の他「提出要領」を参照し、該当書類を全てそろえてください。
※ 「物品・修繕」と「委託業務」を同時に提出する場合は、添付書類は1部で結構です（ただし、誓約書、委任状は「物品・修繕」用と「委託業務」用でそれぞれに1部ずつ必要です）。

2. 受付方法・期間

- 郵便受付のみ 【レターパック(推奨)、簡易書留、特定記録等】
 - ※ 送付の記録が確認でき、信書が送付可能な方法でご送付ください。
 - ※ 窓口受付は行いませんのでご注意ください。
- **令和5年12月1日（金）から令和6年1月19日（金）※当日消印有効**
 - ※ 「大津市入札参加申請郵便受付について」に従って提出してください。
 - ※ 理由の如何を問わず、期限を過ぎた場合は受付を致しません。

3. 有効期間 1年間（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

4. 申請できる方の資格（全てに該当すること）

- (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (2) 市町村税、都道府県税及び国税を滞納していないこと。（法令等の規定に基づく徴収又は納税の猶予を受けているものを除く。）
- (3) 営業活動に必要な許可又は認可を得ていること。
- (4) 次の各号のいずれの場合にも該当しないこと。
 - ① 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ③ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - ④ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ⑥ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りなが

ら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

5. その他

- (1) 本申請に係る登録の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間です。
- (2) 受付期間終了後、随時受付は行っておりませんので、ご注意ください。
- (3) 申請書類受付から審査まで日数を要しますのでご了承ください。審査後に受領書を送付しますので、書類到達日と受領印の日付が異なる場合があります。
- (4) 本申請があれば大津市企業局への別途の申請は不要です。
- (5) 営業品目及び取扱業務は、会社合併など特段の場合を除き、年度途中での変更（希望順位の変更を含む）は認めませんので、熟慮のうえ申請してください。
- (6) 委任先は、支店・営業所等の法人上の組織（ただし、営業実態の無いものは認めません。）や幹部社員等申請者と一体的に営業活動を行う者に限ります。
- (7) 使用できる文字について、JIS 第二水準までの文字で申請してください。表示不可の文字は置換えをさせていただきますことがあります。
- (8) 提出書類については、2回以上の審査を行います。書類の不備不足等について、複数の者から連絡することがありますが、あらかじめご了承ください。書類の不備により登録できないことがあります。また、受理した書類等は返却いたしません。控えが必要な場合はあらかじめ各位にて作成してください。
- (9) 申請書または添付書類について、虚偽の記載等が認められた場合や記載内容の確認・証明等に協力が得られない場合は、入札参加資格の抹消等の措置をとることがあります。
- (10) 登録通知等は発行しません。令和6年4月1日以降に登録業者一覧を大津市ホームページに掲載します。その掲載をもって登録の通知とさせていただきます。書類不備等で登録できない場合につきましては、令和5年度中に書類一式を返却します。
- (11) 名簿に登録された場合でも、指名があるとは限りませんのでご了承ください。
- (12) 入札参加申請書等に記載された個人情報の利用目的は、誓約書内容の確認、入札等参加業者の選定及び確認のためのものであり、この情報を目的以外に利用することはありません。ただし、申請に基づき作成した「競争入札参加有資格者一覧」を令和6年4月1日以降に大津市ホームページ、契約検査課窓口、市政情報課窓口にて公表します。公表内容は、希望業種、商号、名称、所在地、電話番号です。
- (13) 入札参加申請書の記載事項に変更が生じたときは、必ず「入札参加申請書記載事項変更届」を本市指定様式により速やかに提出してください。（詳細については本市ホームページをご覧ください。）
- (14) 許認可等の更新があった場合は、必ず更新後の許認可証等の写しを速やかに提出してください。
- (15) 社会保険等適用申出書（大津市様式 10）については、物品供給等入札参加申請書において、希望する営業品目に「0380」「0390」「0400」を含む場合は、希望順位に関わらず提出が必要です。また、委託業務入札参加申請書においては必ず提出が必要です。
- (16) 納税証明書（大津市分）については入金してから証明書に反映されるまでに7営業日前後を要します。入金から証明請求をお急ぎの場合は、領収書（写し可）を添えて税（支所）の窓口まで申請してください。（領収書（写し可）がないと発行できません。）

■ 書類の記入方法・押印等について

1. 文字は、黒インク又は黒ボールペンで記入してください（プリンター・ゴム印等による記入可、消せるインク・ボールペンは不可）。誤記により訂正する場合は、黒字の二重線で削除し、正しいものを追記してください。修正ペン、修正テープは使用しないでください。
2. 申請書・誓約書・委任状表面右上の日付は、作成日を記入してください。記入がない場合は、契約検査課で受付審査日を記入しますので、ご了承ください。
3. 入札参加申請書と添付書類は、クリアファイルに入れて提出してください。ファイル綴じは不要です。
4. 申請書・誓約書は、記入例をよくお読みのうえ記入・押印してください。
5. 委任先を設定する場合は、指定の委任状に記入・押印してください。
6. 使用印鑑（申請書表面右下）は、見積、入札、契約、請求などに使用する印鑑を押印してください。商号印のみは不可です。また、受付印押印欄との欄の間違いにご注意ください。
申請書に使用印鑑、委任状に実印（商号印のみの単独使用は不可）の押印がない場合は、登録ができませんのでご注意ください。
7. 営業品目又は取扱業務については、「営業品目区分表」「委託取扱業務区分表」により記入してください。記入欄には、上段に営業品目又は取扱業務の番号（0010 文具類など）を、下段には、内容のうちから、該当する番号（2. スチール家具など）をそれぞれ記入してください。希望順位は「物品・修繕」「委託業務」それぞれで、第1希望から第3希望まで登録できます。営業品目・取扱業務の内容はそれぞれ4つまで登録できます。第2希望、又は第3希望を追加する場合は、追加部分を該当の欄に書き加えてください。
8. 主な仕入れメーカー、主な営業品目（物品供給等）、主な取引先、主な取扱業務（委託業務）欄は必ず記入してください。業者選定の参考となるため詳しく記入してください。
9. 営業品目又は取扱業務に官公庁の許認可が必要な場合は、必ず許認可書の写しを提出してください。許認可書の写しの添付がない場合、指名、発注されませんのでご承知ください。
10. 「受付整理票及び受領書」には宛名（自社名）を事前に記入、「添付書類チェックリスト（表紙）」には商号及び名称等を記入し、添付書類チェック欄にチェックのうえ申請書とともに提出してください。「受付整理票及び受領書」は切り取らないでください。
11. 新規に申請する場合は、「債権者登録申請書兼口座振替依頼書」に記入の上、申請書提出時に併せて提出してください。

大津市 総務部 契約検査課 調達係
〒520-8575 大津市御陵町3番1号
Tel 077(523)1234 (コールセンター)